

VISIT JAPAN Travel & MICE Mart 2025

バイヤー 参加規約

本規約における事務局とは、日本政府観光局（以下「JNTO」という）から、VISIT JAPAN Travel & MICE マート 2025（以下「VJTM & VJMM」という）の企画・運営業務を受託した事業者をいう。

本規約における参加者とは、訪日旅行商品の造成・販売を行う（もしくは行う予定のある）旅行会社やミーティングプランナー、インセンティブを扱う旅行会社等に属する者で、JNTOが選定及び承認した者を意味するものとする。

本規約におけるセラーとは、VJTM & VJMMの商談会に申し込み、JNTOが参加を承認した日本の観光関係団体・企業等とする。

1. 参加者は、原則として、VJTM & VJMMの開催期間中に実施される商談会、ファムトリップ及びJNTO が指定した全ての公式行事に参加するものとし、これらを途中で離脱しないものとする。参加者が、止むを得ない事情でこれらの行事を離脱する場合には、必ずJNTOの承認を得なくてはならないものとし、途中離脱に伴って発生する交通費等その他の経費については自己負担とする。
2. 参加者は、VJTM & VJMMの開催期間中に実施される商談会では、参加者がセラーとの間で設定した商談スケジュールに沿った商談を確実に履行するものとする。商談会の公用語は英語もしくは日本語となるため、参加者はいずれかの言語で商談が可能であることを要するものとする。
3. VJTM & VJMM商談会への参加が可能なのは参加登録情報に記載された参加者本人及び、入場パス枚数内での同行者とする。
4. JNTO及び事務局は、商談会への同行者や参加者同士等との宿泊先の同室アレンジは一切手配しないものとし、参加者はこれに同意する。
5. JNTOによる身元保証により査証を取得してVJTM & VJMMに参加する参加者は、各自で現地の在外公館に査証を申請する。査証の種類は商用とし、観光ビザでの来日は認められない。査証申請に係る費用は参加者本人の負担となる。必ずJNTOが承認した日程で来日の上、帰国することを要し、延泊は一切認められないものとする。なお、JNTO以外の者が参加者の査証申請の身元引受人になり来日することは妨げない。
6. 参加費用の負担は原則として別項のとおりとするが、参加者の入国時以降の参加費用の負担の内容が変更される可能性があることを参加者は十分に理解し、これに同意するものとする。
7. 参加者は、エクスカーション・商談会・ファムトリップの各行事に参加している期間、JNTOが手配するインバウンド旅行保険または国内旅行保険に加入するものとする。ただし、日本の滞在日数が 30 日を超える外国籍者や海外在住の日本国籍者にはJNTOが保険を付保できないため、必ず自身で適切な旅行保険に加入するものとする。保険で補償できない費用（帰国旅費等）は、参加者にて負担するものとし、参加者はこれに同意する。
8. 参加者は、JNTOが実施する全てのアンケート及び成果把握等の調査の回答に協力するものとする。
9. 参加者は、VJTM & VJMMの開催期間中の記録写真・VTR等に関わる自己の肖像権を、JNTOが定めたウェブサイト、報告書、印刷物等や関連事業の記録においてJNTOが利用することを許諾するものとする。参加者自身のSNSへの投稿やウェブサイトへの掲載においては、個人が特定できるものが写っている場合、本人の許可を得るものとする。
10. 参加者がVJTM & VJMM参加を申請し、事務局より参加を承認された後に参加キャンセルをする場合は、その旨及び理由を記載した書面（e mail可）をJNTO及び事務局まで必ず提出しなくてはならない。参加者は、自己都合による参加キャンセルによって発生した宿泊費、ファムトリップ費用等の取消料の支払い義務を負うものとする。

VISIT JAPAN Travel & MICE Mart 2025

バイヤー 参加規約

11. 参加者の申込み内容に虚偽の記載がある場合や、参加者とセラーとの間で設定された商談件数が著しく少ない等、参加者の参加が相応しくないとJNTOが判断した場合、JNTOは理由の如何に関わらず参加者のVJTM & VJMMへの参加を拒否し、排除する権利を有するものとし、参加者はこれに同意する。
12. 参加者は、下記のいずれかの項目に該当すると判断された場合、ペナルティとして次回以降のVJTM & VJMM及びJNTO主催事業への参加資格を喪失することがあることに同意する。
 - (1) 商談会における商談のスケジュールを決定するための一連の作業（参加者からセラーへの商談リクエストと、セラーからの商談リクエスト承認等）に消極的であったり、その作業を行わなかったりした場合。
 - (2) 期間中に参加を指定されている公式行事に無断で欠席した場合。
 - (3) 決定した商談のスケジュールをJNTOに相談なく変更して履行した場合。
 - (4) 商談スケジュール確定後の参加キャンセル、又は予定された商談に無断で不参加の場合。
 - (5) VJTM & VJMM終了後のアンケート調査に協力しなかった場合。
 - (6) VJTM & VJMMの参加者として相応しくないとJNTOもしくは事務局が判断した場合。
13. JNTO及び事務局は、VJTM & VJMMの開催期間中に参加者及び参加者が属する団体等が被ったあらゆる損害（下記の場合を含むがこれらに限られないものとする）に対して責任を負わないものとし、その事由に起因する全ての費用が発生した場合に、参加者が費用を負担することに参加者は同意すると共に、自らが属する団体等をしてこれに同意させるものとする。
 - (1) JNTO又は事務局が、理由の如何を問わず（火災、天災（台風等の悪天候を含む）、感染症の発生等を含むがこれらに限られない。）、VJTM & VJMMのとりやめ、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転等が、参加者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、これらを実行した時。
 - (2) 火災、天災（台風等の悪天候を含む）、感染症の発生等によってファムトリップの行程に変更が生じた、またはファムトリップ自体を中止とした時。
 - (3) 火災、天災、盗難、感染症の発生等その他の原因によって、一般公衆その他の第三者等が損害を被った時。
 - (4) VJTM & VJMMで作成する資料及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字等が生じた場合。
 - (5) 参加者の所有物の破損、搬入・搬出及び運搬時の展示品や資料等の破損、紛失等が生じた場合。
 - (6) 商談によって参加者に不利益が生じた場合。
14. 参加者は、日本での滞在期間中、日本国内の法律、VJTM & VJMM会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を遵守しなければならない。
15. 本規約は、参加者に事前通告なしに 適時変更することがある。なお、本規約の最新版は公式ウェブサイトに掲載する。
16. 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。
17. 参加者は、自己の責任において、本サイトに関するID（メールアドレス）及びパスワードを適切に管理及び保管すること。
18. 本規約の日本語版と英語版の間に齟齬がある場合には、日本語版が優先するものとする。

VISIT JAPAN Travel & MICE Mart 2025

バイヤー 参加規約

参加費用について

JNTOが負担する範囲

1. 常滑エクスカッション部分

- (1) 宿泊
 - ・ 9月23日（火）午後のチェックインから9月24日（水）までの宿泊
 - ※9月23日（火）にアーリーチェックインが必要な場合の費用は自己負担となる。
- (2) 食事
 - ・ 9月24日（水）のホテルにおける朝食1回
 - ・ 9月24日（水）のエクスカッション中における昼食1回
- (3) 交通
 - ・ 9月24日（水）のエクスカッション内
- (4) その他
 - ・ 9月23日（火）～24日（水）のインバウンド旅行保険または国内旅行保険
 - ※日本の滞在日数が 30 日を超える外国籍者や海外在住の日本国籍者を除く。

2. 商談会部分

- (1) 宿泊
 - ・ 9月24日（水）午後のチェックインから9月27日（土）の朝のチェックアウトまでの宿泊
 - ※9月24日（水）にアーリーチェックインが必要な場合の費用は自己負担となる。
- (2) 食事
 - ・ 9月25日（木）～27日（土）のホテルにおける朝食3回
 - ・ 9月25日（木）～26日（金）の商談会場における昼食2回
- (3) その他
 - ・ 9月24日（水）～27日（土）のインバウンド旅行保険または国内旅行保険
 - ※日本の滞在日数が 30 日を超える外国籍者や海外在住の日本国籍者を除く。

3. ファムトリップ部分

- (1) 宿泊
 - ・ 9月27日（土）～9月30日（火）のファムトリップ終了まで
- (2) 食事
 - ・ 9月27日（土）昼食から、9月30日（火）の朝食まで
- (3) 交通
 - ・ ファムトリップ行程中の交通
 - ・ 9月30日（火）のファムトリップ最終宿泊地から名古屋駅/中部国際空港までの送迎（一般バイヤーのみ）
 - ・ 9月30日（火）のファムトリップ最終宿泊地から中部国際空港/成田空港/羽田空港までの送迎（MICEバイヤーのみ）
 - ※ファムトリップ最終宿泊地から上記以外へ移動する場合の費用は自己負担となる。
- (4) その他
 - ・ ファムトリップ行程中の施設入場料
 - ・ ファムトリップ行程中のインバウンド旅行保険または国内旅行保険
 - ※日本の滞在日数が 30 日を超える外国籍者や海外在住の日本国籍者を除く。

VISIT JAPAN Travel & MICE Mart 2025

バイヤー 参加規約

参加費用について

参加者が負担する範囲

- (1) 査証申請に係る費用（JNTOから招聘されるMICEバイヤーのみJNTO負担）
※ JNTOが発行する査証申請書類は、VJTM&VJMM の公式日程のみを保証する。滞在を延長する場合は、自身で他の身元保証人に査証申請書類発行の依頼が必要となる。
- (2) 国際航空運賃、空港施設使用料、その他の税金、保険料等（※JNTOから招聘されるMICEバイヤーのみJNTO負担）
- (3) 医療費用、各自の保険費用
- (4) 日本到着空港から宿泊ホテルまでの交通費（※JNTOから招聘されるMICEバイヤーのみJNTO負担）
- (5) 9月24日（水）（エクスカーション参加者のみ9月23日（火））、に指定ホテルにアーリーチェックインが必要な場合の費用、前泊・後泊費用
- (6) 9月24日（水）～26日（金）の3日間の夕食（※JNTOから招聘されるMICEバイヤーのみ、9月26日（金）はJNTO負担）
- (7) 商談会終了後に商談会場から空港までの交通費（商談会のみ参加する場合）
- (8) 個人的費用（電話、インターネット使用料、Wi-Fi / SIMレンタル代、ルームサービス、ランドリー、追加の飲食代等）
- (9) 全ての荷物の発送費用
- (10) 商談会同行者の宿泊費・飲食費・交通費等全ての費用
- (11) 中途離脱に伴って発生する交通費等の費用
- (12) 上記「JNTOが 負担する範囲」に含まれない費用